

■【トピックス】
ALM!



米国の債務上限問題に端を発する金融危機の発生が危ぶまれています。米国では銀行の破綻が続いていますが、その際に出てくる言葉にALM(Asset and Liability Management)があります。

ALM自体は資産と負債のバランスを取るという管理手法ですが、長く続いた低金利政策でこのバランスが崩れました。そこに急激なインフレ対策の高金利政策で銀行が打撃を受けています。

■【ビジネス・アイ】
労働条件明示のルール変更

- 社長 「株価が3万円を超えたと一部では景気のいいことをいっているみたいだけど、電気代は上がるし物価高の影響で経営は大変だよ」
- 花野 「そうですね。インフレ対応で賃金も上げないといけないですね」
- 社長 「そうなんだよ。うちも苦しいながら賃金を上げることにしたよ。上げないと、この人手不足の折に本当に採用できなくなるからね」
- 花野 「人手不足は大企業だけでなく、中小企業にとっても深刻ですからね」
- 社長 「そうなんだよね」
- 花野 「それはそうと、来年の4月から労働条件通知書の記載内容が変わるみたいですね」
- 社長 「そうなんだ。具体的には何がかわるのかな？」
- 花野 「すべての労働者に対しては、就業場所や業務の変更の範囲を明示しないとイケないようですね」
- 社長 「そうすると、採用の時から配置転換の可能性があるなら書いておかないといけないことになるんだね」
- 花野 「そうですね。あと有期契約労働者に対しては、更新上限を明示する必要があります。また、無期転換申込の機会と転換後の労働条件を明示する必要があります」
- 社長 「いろいろ変わるんだね。でも、最近はずもも応募がないからね」
- 花野 「まずは、そこからですね」

■【今月のキーワード】
労働条件明示のルール

労働条件明示のルールとは、労働基準法第15条に規定されている「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」に基づいています。具体的には、労働基準法施行規則第5条において、絶対的明示事項と相対的明示事項に分けて定められています。2024年4月からこの明示事項の一部が改正され、すべての労働者に係る就業場所・業務の変更の範囲と有期契約労働者に係る更新上限など明示内容が変わります。

■【今月の1冊】
『教養としてのコーヒー』

井崎英典 著

SBクリエイティブ ¥1600

毎日飲むコーヒーですが、知らないことがたくさんあります。原産地がアフリカであることも初めて知りました。

日本ではドリップコーヒーが愛されていますが、世界の主流はスターバックスに代表されるようにエスプレッソコーヒーです。なぜ日本ではドリップコーヒーが愛されるようになったのか？また、美味しいコーヒーの入れ方は？



■【編集後記】

毎年ゴールデンウィークは、3月決算監査の繁忙期で仕事三昧ですが、今年は日赤病院に緊急入院していました。ゴールデンウィーク前から経験したことのない頭痛と高熱で救急外来にかかりました。結果は髄膜炎で5日間入院しました。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.195 毎月1日発行)

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2023.6.1 ●発行人：花野康成
- 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
- TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808